

# 第 18 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第18回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩

会議日時 平成31年3月25日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 書記及び議事録署名人の指名
- 日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願いについて
- 日程第8 議案第5号 下限面積(別段の面積)の決定について
- 日程第9 議案第6号 平成31年度大船渡市農業労賃標準額の設定について
- 日程第10 議案第7号 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨 君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	欠 員		

（農地利用最適化推進委員 10名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（1名）9番 熊谷 玲子君

事務局出席者

局長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 18 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。先月総会で、雪、雨が少なく春の農作業が心配と言っていましたが、その後、雨が降り少し安心いたしております。また先日も 4 月下旬の暖かい日があったと思ったら、先週土曜日、昨日日曜日と寒くなり、日曜日の朝などは雪が降って一時のうちに庭が白くなって驚きました。やはり彼岸までは安心できないとつくづく思いました。

この時期になりますと、役所職員の異動が聞かれます。皆さんも新聞で見ていると思いますが、4 月 1 日付け大船渡市職員の異動内示をしたことが新聞に載っております。当農業委員会からは千葉事務局長と山崎主事が異動することになりました。千葉事務局長は観光推進室長へ昇任、山崎主事は気仙広域連合衛生課へ異動となりました。

話は変わりまして 14 日の日、農業会議の平成 30 年度定期総会が岩手県産業会館で行われ、平成 31 年度の事業方針で、今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく。未来の農地管理に早急に取り組むことが求められる。また国においては農地中間管理事業の 5 年の見直しに伴い、人・農地プランの実質化を推進するとともに、プランの実質化を実現するための地域での話し合いの農業委員及び農地利用最適化推進委員の参画を法令で明確化するということが先月の総会でも言いましたが、昨年 10 月、新体制への移行が完了し、本県独自に策定した、農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針により地域推進班が組織され、現地活動を展開しており、農業委員会改革は体制整備の段階から、整備改革の中心である農地利用最適化の成果を着実に積み上げる段階にきております。31 年度は県、市町村、関係機関、団体等との有機的な連携の下、地域農業マスタープランの実質化のために話し合いの積極的な参画により各市町村農業委員会の取組を支援するなど、農業委員会や農業者の期待に応える農業会議をめざし、活動の一層の充実を図ることとあります。この計画を元に細かく事業計画が出されており、農業委員、推進委員の皆さんの活動もますます忙しくなると思われます。また総会終了後開かれた理事会により、引き続き常設審議委員に任命されたことを後日通知を受けております。任期は 3 年ですが、沿岸地域は 2 年の任期となりますので、よろしく願いいたしまして、あいさついたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。欠席の通告のあった農業委員は 9 番熊谷玲子農業委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉讓君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第 17 回総会以降の経過報告でございます。2 月 28

日に合同庁舎で開催されました気仙生活研究グループ研修会には熊谷職務代理と事務局が出席しております。3月5日には平成31年度大船渡市農業労賃標準額検討委員会を開催し、本日の議題となっております農業労賃標準について協議をいたしました。農業委員会からは菊地会長、熊谷職務代理、岡澤農地委員長、藤原農政委員長が、また農業者代表といたしましては菊地推進委員が出席しております。3月6日に東京都で開催されました第15回女性農業委員会活動推進シンポジウムと、翌日のポラーノの会資質向上研修会には今野推進委員と細谷局長補佐が出席しております。3月11日の東日本大震災八周年大船渡市犠牲者追悼式には会長と私が出席いたしました。3月14日には第36回農業会議常設審議委員会と岩手県農業会議定期総会が開催され、ともに会長と細谷補佐が出席しております。常設審議会では先月開催の総会において許可相当と決しました追認案件1件について諮問し、異議なしとされましたので、その後許可証の交付を行っております。3月20日の平成30年度生産調整対策推進会議と市役所派遣職員辞令交付式には、ともに会長が出席しております。

次に本日の総会以降の行事予定であります。3月29日と4月1日にはそれぞれ市職員の退職者、新規採用者等を対象とした辞令交付式が開催されますので、菊地会長が出席の予定となっております。4月11日には東京都の椿山荘において全国農業新聞表彰式及び全国情報会議が開催されます。藤原農業委員が4年連続となる情報活動功労賞、また農業委員会におきましても普及率の部全国第7位、農業委員対比普及率の部全国第10位を受賞することとなっております。県農業会議常設審議会には、審議委員として菊地会長が出席いたします。また本日の議案に追認案件がありますので、許可相当と決した場合には諮問のため細谷局長補佐も出席することとなります。開催日程、場所は不明となっておりますが、先日通知があり、4月15日13時30分より産業会館での開催とのことであります。4月17日には新任農業委員・推進委員研修会が開催されます。本研修会を受講されていない委員が対象となりますので、尾形推進委員と菊地推進委員が該当します。後で出欠の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。最後になりますが、第19回の農業委員会総会は4月25日午後2時から、ここ議員控室開催予定としておりますので、よろしく願います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、相続による権利の取得。3月4日届出、3月4日受理。この現況地目がその他となっておるところは、これは筆界未定地のためにその他となっております。次のページをお開きください。2番、時効による権利の取得。2月27日届出、2月27日受理。3番、相続による権利の取得。3月4日届出、3月5日受理。2番と3番は被相続人の相続に対し、今回相続関係をはっきりするという事で手続きを進めたものです。被相続人と届出人はご兄弟で、父から相続した土地でありましたが、届出人がずっと20年前から耕作していたとのことです。この度、相続人と被相続人、届出人で話し合っ、届出人のものとするとしたということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 時効による取得とはどういうことですか。

○局長補佐(細谷真実君) 所有権の時効取得については民法162条1項、2項に規定されます。まず20年間所有の意思、転用なく公然の占有。占有開始時に悪意がないことで20年間、10年間では所有の意思、転用かつ公然の占有で、占有開始時に善意で無過失であるということで時効取得が成立するとされております。これがあと両者でもって届出するものなので、お互いが話し合いの下でこのようになっているということです。以上です。

○議長(菊地英浩君) その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(菊地英浩君) 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、3条賃貸借。新規就農のため。借受人は耕運機1台を所有しております。なお詳

細につきましては事前に配付された調査書に記載されています。なお借受人は定年により故郷で食用葡萄栽培をして、ゆくゆくはワイン用の栽培をしたいということでした。食用葡萄はそのつなぎとのことです。商品化する3年はじっくり育てていきたい。巨峰を15年間育てた経験があるそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第1号1番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第1号の番号1についての報告をいたします。2月の19日に事務局から電話をいただきまして、葡萄栽培を試みたいということで土地を探している借受人の相談にのってほしいということでもございました。借受人と早速お会いし、いろいろ話をお聞きし、状況を案内をさせていただきました。何箇所か候補地がありまして、直接所有者とお話しをしましたが、最終的に結果として貸出人所有の遊休農地をお借りできないかということになりました。日を改めて借受人と一緒に、3月1日の夜でしたが、貸出人にお会いをしました。貸出人は借受人の思いに理解を示して、協力をするということの合意をいただき、今回の許可申請が提出されたものと思っております。申請地の場所そして現況は、貸出人の田が3枚ございます。その1枚でございますが、一番高いところの田んぼは米を作っていて、その下の方の2枚が草地でございます。草刈りをしながら綺麗に維持管理されておるところでございます。この2枚のうちの1枚を、10aでございますが、借り受けて、葡萄栽培をしながら楽しみたいということでもございました。集落全体で組織を作って、国の中山間地直接支払い制度の交付金を活用し、皆で維持管理をしていて、全体的に鹿被害対策の電気柵も設置されているところであります。組織の代表者にも話をしたところ、農地が農地として更に活用されていくことは良いことなので、歓迎をしたいということでもございました。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、プレハブ事務所1棟(建築面積42.9㎡)、車庫、物置、駐車場5台。転用理由、事務所、車庫、物置、駐車場として利用する。平成28年12月16日より5年間の一時転用。追認案件であります。2番、転用目的、施設等、通路。転用理由、自宅に通ずる通路として、隣地との一体通路として利用したい。立地基準については、1番は第2種農地の一時転用であり、2番は第2種農地であります。他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については1番は追認案件であり資金は確保済みであり、2番は金融機関の残高証明書で確認しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第2号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。まず1番について報告をします。調査は3月20日、申請人が不在でしたので、奥様からの聞き取りと現地の確認を行いました。周辺の状況ですが、北側と東側は所有者の農地で、東側は耕作をしており、北側は休耕畑です。また西側は所有者の土地の高さより1mほど低くなっている畑、南側は市道に面した所有者の宅地になります。この度、申請した現地の状況は平坦な農地で、プレハブの建物が1棟あり、その建物に屋根付きの車庫と物置が併設されており、周囲は砂利敷きになっておりました。次に申請に至った経緯になりますが、今年予定されている選挙へ対応するため、選挙事務所及び駐車場として利用したいとのことです。周囲への影響についてですが、申請地の南北及び東側は自己所有であり、また平坦であること、西側には1mほど低くなっている畑はあるものの、コンクリートの擁壁で区画されていること、排水は側溝を利用していることプレハブの建物による日照の影響はないことなどから、特に影響はないものと思われまます。

続いて2番について報告をします。調査は3月20日、申請人から聞き取りと現地の確認を行いました。なお、この後審議されます議案第3号2番及び議案第4号の1番とも関わりますので、ここで一通りまとめた内容で報告をさせていただきます。周辺及び現地の状況ですが、周辺は農地と住宅地が混在する地域ですが、申請地付近は休耕畑が多く、ほとんど雑草地になっていました。次に申請に至った経緯になりますが、議案第4号1番の非農地の事由に記載してありますが、昭和41年当時、宅地と農地に跨って自己所有の自宅を建築し、更に平成4年に当該敷地内に別棟を増築し現在に至っています。この度、年内を目途に、平成4年に増築をした別棟部分を残し、昭和41年当時に建築した居住部分を改築しようとして計画したところ、現在利用している取付道路、地図では3ページの下側になりますが、いわゆる赤線のために容易に道幅を4m以上に拡幅することが困難であり、建築基準法に適合しないとの理由から、新たな取付道路が必要となり、申請地と借用する土地を、自宅に通ずる2.5m幅の通路として利用したいとのことです。周囲への影響についてですが、



自己所有の土地及び借用する貸付人の土地、どちらの農地も長年の間休耕畑で地面は硬くなっており、加えて厚さ5cmの砂利敷きにすること。また貸付人から借用するところは北側の申請地との境界は石組が1m高く積まれていること。更に一帯が平坦であり、盛土も一切しないことから、自己所有の農地及び貸付人の借用する土地に隣接する南側の休耕畑にも特に影響がないものと思われます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は追認案件のため、4月に開催される岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。番号、土地、申請人、転用目的、転用理由の順に説明いたします。1番、使用貸借。転用目的、施設等、駐車場1台。駐車場が狭いため、駐車場として利用する。2番、転用目的、施設等、通路。転用理由、自宅に通ずる通路として利用したい。3番、転用目的、施設等、大型駐車場として500㎡、資材置場として671㎡。転用理由、建築用資材置場等としての一時転用。平成30年11月28日から平成32年10月31日までの一時転用。追認案件となります。立地基準につきましては、1番、2番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については、1番は自分で施工するとのことで、3番は追認案件で既に施工済みのため資

金はかかりません。2番については金融機関からの残高証明書、融資証明により資金の確保は確実です。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第3号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について報告をいたします。道路よりわずかに高くなっていて、大きな草等も生えていない管理されていると思われる土地です。3月21日午前11時頃、所有者に会って話を伺いました。申請地は昔、道路ができて分筆されたため、小さい畑になっていましたが、耕作は続けていたそうです。しかし昨年からは手が回らなくなり耕作をやめ、草刈りを行い管理していましたが、近所に住む借受人から駐車場として貸してほしいと言われ、貸すことにしたそうです。そして条件として賃借料は取らないが、整地して砂利等を敷くことはせず現状のまま使用すること。規模拡大がもしできる時は再び農地にするので、返却をすることを提示し、了解を得たということです。そして翌22日10時頃に借受人のところを訪ね、借りることのいきさつや条件について伺ってきました。借受人によると、借受人の自宅は県道から5mほど東に位置し、申請地の北東側15mほど離れた場所にあり、以前は他の人の耕作されている畑があります。いきさつとしては、駐車スペースが狭く自宅の車だけでぎりぎりのスペースのため、遠くから帰省してきた家族の車を置くところを他のところから借りていましたが、トラブルになり、新たに探すことになったとのこと。そこで耕作を休んでいる貸付人の畑を借りることにしました。貸付人から提示された条件はすべて了解しているとのこと。申請地は西側が県道、東側は緩やかな上りの傾斜になっている耕作されている畑、南側は1mほど低くなった草地となっていて、転用による近隣への影響はないものと思われます。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。2番について報告をし

ます。先ほど議案第2号の2番で経緯の詳細を報告させていただいたとおり、借受人が自宅の改築にあたり建築基準法に適合させるため、貸付人から申請地を借用し、借受人の自宅に通じる道路として利用したいということでもあります。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第3号3番の報告をいたします。全体的に草刈りをして維持管理されているところであります。国道から北西に細長い形状の草地で、北と南側に民家、西側は山林、東側は国道でございます。2月の25日、事務局から連絡がありまして、現地の確認をいたしました。申請地の奥の方に砂と思われる資材に青いシートをかぶせて2箇所にあるのを確認しました。所有者のから聞きますと、去年の11月末に業者が、資材の置き場所がないので、一時的に置き場所を貸してくれないかと頼まれ、すぐ片付けるものと思い貸したとのことでした。業者から話を聞いてみましたところ、すぐ移動するつもりが延びてしまい、たいへん申し訳なかったとのことでした。場所は農地なので農業委員会事務局に行って然るべき手続きをするようにと伝えたところであります。そして本日の第5条第1項の許可申請になったものと思います。ご審議の方よろしくお願いをいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は追認案件のため、4月に開催される岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願

についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

届出件数は2件です。番号、土地、面積、所有者、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、昭和41年当時、当該地と隣接する宅地に跨って自己所有の居宅を建築。更に平成4年に当該地内に居宅を増築。以来、宅地として利用され現在に至る。長年宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。2番、昭和53年当時、当該地内に植林をし今日まで山林として利用。昭和60年当時、当該地の南側が河川敷として買収され、護岸が設置され形状が変わって以来、耕作不能な土地として今日に至っている。長年、山林及び雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。いずれも始末書とともに願い出しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をします。まず1番についてですが、先ほど議案第2号の2番で経緯の詳細を報告させていただいたとおりですが、昭和41年当時、宅地と農地に跨って自己所有の自宅を建築し、更に平成4年に当該敷地内に別棟を増築し、以来、長年宅地として利用されてきております。このようなことから申請地について農地等以外の状態になってから20年以上経過しており、農地等として復旧することが著しく困難であると認められる土地と判断されます。

次に2番についてですが、調査は3月20日、申請人からの聞き取りと現地の確認を行いました。申請地は、周辺に農地はありません。非農地の事由については議案書に記載のとおりで、昭和53年当時に当該敷地内に杉を植林し、現在まで山林として利用しています。なお調査日には杉はすべて伐採され、切り株だけが残った状態になっていました。また若干補足をしながら報告をしますと、昭和60年当時、元々所有していた当該地の南側が河川敷として買収された際に、代替地として取得したもので、申請地の東側を流れる後ノ入川の護岸工事が行われた際に、農地の一部の表面が掘削された土砂などによって整地されたことなどから、その後は耕作不能な土地として現在に至っているとのこと。このようなことから申請地ともに、農地等以外の状態になってから20年以上経過しており、農地等として復旧することが著しく困難な土地であると認められる土地と判断します。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) 初めに議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第5号下限面積(別段の面積)の決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 8ページをお開きください。議案第5号下限面積(別段の面積)の決定について。平成31年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案し、本委員会の議決を求めるものです。平成21年12月施行の改正農業法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになった。

「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について検討することが求められています。当市では農地法施行規則第17条第2項の適用により現行の下限面積(別段の面積)10aの変更は今年度も行わないこととしております。理由は、平成31年3月25日提出。理由。2015農業センサス(確定値)によると当市の耕作放棄地面積は544haであり、前回(2010農業センサス)の510haから比較すると依然増加傾向にあり、農地利用を促進する必要がある。また管内に規模拡大を希望する農家が少ないことから、施設野菜等による新規就農を促進し、農地の有効利用を図る必要があるため。

本日お配りしている参考資料をご覧ください。農地法と農地法の施行規則が掲載されております。1ページに農地法第3条第2項第5号を掲載しました。農地法第3条の許可の制限について表記しております。その中で5号によりその取得において都道府県で50aに達しない場合は許可することができないと以上借りると、あわせて50aになりますよね。こういう場合は許可できる。例えば今、40aであって隣で8aの場合は許可できないよとい

う意味です。これは農業委員会が別段の面積を定めた場合は、法律にある 50a ではなくて設定の面積となるということが括弧書きされております。大船渡市は 10a だよということでございます。そして 2 ページの方の農地法の施行規則を説明いたしますと、第 17 条に別段面積の設定基準がございます。第 17 条第 1 項において定める区域は自然的、経済的条件からみて、営農条件が概ね同位と認められる地域であること。2 番、単位は a とし、その面積は 10a 以上であること。3 番、定めようとしている農地等の面積等が 100 分の 40 を下らないように算定されること。2 項によっては 1 項の、今の 1 項 1 番、2 番、3 番の規定に関わらず、利用されていない農地が多く、地域就農を促進する農地が多く存在する場合、適当とする別段面積を設定できるとされており、平成 22 年 1 月より大船渡市では 10a 以上と設定してまいりました。その当初の理由は次のとおりです。農業就労人口の高齢化及び減少に伴い、農地の遊休化が著しい状況にある。当市は中山間地域であり、経営面積が小さいため、50a 以上のまとまった担い手をみつけることが、50a 以上借りることができる担い手をみつけることが困難である。そのため今後、農地の流動化を促進していく必要があるため、農業委員会で選挙権を有するために備えるべき耕作面積が 10a 以上であることから、これは旧制度で農業委員会の選挙というものがあつたんですけれども、その選挙権を有する人が所有する農地が 10a 以上の人でした。それにより今回、10a 以上を下限面積と設定するという事を申しております。平成 31 年度の状況は、依然として耕作放棄地は増加しており、新規就農や農地の適正利用を促進するため 10a と設定したところで、ちなみに公表数値ではありませんが、現在の農地台帳上を検索してみますと、すべての経営農家世帯 3,599 世帯のうち 10a 未満の農家世帯が 1,926 世帯、そして面積も 42% となっております。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 5 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号について本委員会において現行の下限面積(別段の面積)の 10a の変更は行わないと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号下限面積(別段の面積)の決定については本委員会において変更は行わないことに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第 9、議案第 6 号平成 31 年度大船渡市農業労賃標準額の設定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 議案第 6 号平成 31 年度大船渡市農業労賃標準額を別紙のとおり設定することについて、本委員会の議決を求めます。

次のページに標準額表（案）が書いてあります。10 ページに書いてあります。11 ページにはその去年との比較が書いてあります。去る 3 月 5 日、大船渡市農業労賃標準額決定検討委員会が開催されました。委員は議長が菊地会長で、委託者、受託者からなる農業者 6 名と J A、県大船渡農業改良普及センター、農林課、そして農業委員会職務代理者、各専門委員長 13 人で行われました。そこで決定された案を今回紹介しておりますが、少し説明したいと思います。慎重審議をした結果、人手作業賃金を昨年 10 月に改定された最低賃金に準ずる形で 6,100 円。また機械作業賃金になりますけれども、2 番の機械作業賃金を 10 月より消費税が 10%に引き上げられることにより 2%上乘せする事務局案のとおりとし、審議が終了されました。陸前高田市、住田町の情報ですが、陸前高田市は 2 月総会において同様の引き上げを決定し、住田町は 3 月 20 日総会において同じく同案の引上額を決定したということです。また追加事項としてはですね、10 ページの真ん中辺の留意点の意見、ちょっと線が引いてありますけれども、ここですけれども、コンバインでの乾燥の際に高水分の場合は加算される場合があるということを追加しました。検討する中で遠隔地を依頼された時を想定し、トラクター、コンバインの運搬費用も上乘せ表示をしても良いのではないか。くろ塗りの作業金額をもう少し上げて良いのではないかという意見も出されました。一方、この金額を上げると、委託する側が減り、結果、耕作放棄地の増加につながるということが懸念されるという意見もありました。協議を重ね、最終的には、今でも受託側がこの標準額を参考に委託側と話し合い、個々のケースにより追加で対応しているということで、運搬費用、くろ塗りにについても、あくまでも標準額ということで別紙案が採用されたものです。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 6 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 推進委員の村上です。貴重な時間をすみません。参考までにお伺いしますけれども、この労働賃金の内容を見ると、田んぼの作業のように見受けられますけれども、畑の場合は普通作業の 6,100 円でいいんでしょうかね。

○議長(菊地英浩君) 山崎主事。

○主事(山崎大地君) 畑作業につきましても普通作業の 6,100 円ということで書いてあります。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) それで何で聞いたかっていうと、去年、農地パトロールをした際に、高齢者が多くて草刈りとか、そういうことがすごく負担になるということで、シルバーを頼んでいるんです。シルバーの、これは 8 時間労働だと 6,100 円。これがシルバーでもこれに準じているんだか。また別料金なんだか。

○主事(山崎大地君) あくまでこの標準額は農作業の、あくまで耕作の中での作業の賃金なので、草刈りのみというものに関しては、ここには記載はしていません。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) だから例えば時間が 8 時間にした場合に

6,100円以上高いのか、安いのか。同じ8時間なら6,100円にするものかどうかということをお聞きしたいわけだ。

○主事（山崎大地君） あくまでシルバーの方ではこちらの賃金額表に基づいてということはないと。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 関係ないと。あくまでも自分の方で決定した金額で請け負うということ。

○議長（菊地英浩君） よろしいですか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号について本委員会において原案のとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号平成31年度大船渡市農業労賃標準額の決定については本委員会において原案のとおり決定いたしました。なお、標準額表は来月中を目途に市の広報やホームページに掲載する他、支所、出張所、JA支店等を通じ農業者に配付する予定としております。

○議長（菊地英浩君） 次に追加提案のありました議案の審議を行います。日程第10、議案第7号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 追加議案の議案をご覧ください。後日送付された追加議案の方をご覧ください。2ページをお開きください。議案第7号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を求めることについて。大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規程第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり会長が専決処分したので、同条第2項の規定により、本委員会に報告し承認を求めます。理由。平成31年4月1日付け大船渡市職員人事異動に際し大船渡市長より協議を求められたが、異動内示日の3月20日までに農業委員会総会を招集することが困難であるため、会長が専決処分したものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第7号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第7号について本委員会において報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分の承認を



求めることについては本委員会において報告のとおり承認することと決定いたしました。

ここで事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。事務局長。

○事務局長（千葉讓君） ただいま私と山崎主事、それから村上主事の転出並びに飯田支所長と、それから福田主任の転入に係る事件にご承認いただきまして誠にありがとうございます。後任の方々には事務を停滞を招かないように、しっかりと引継ぎを行なってまいりたいと思います。また委員の皆様には、これまでご指導、ご協力をいただきまして、山崎主事ともども、たいへん感謝をいたしております。皆様には健康に留意され、今後とも農業委員会はもとより、市政全般をとおして変わらずご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（菊地英浩君） 千葉局長と山崎主事には、これまでたいへんお世話になり、ありがとうございました。残念ではありますが、それぞれ転出先において更なるご活躍を期待しております。

それでは以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第18回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、ご着席願います。

午後3時03分閉会